

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

平成 25 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 25 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 26 年 2 月 6 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成 25 年度 橋本市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 25 年度橋本市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60,132 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,222,634 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 26 年 2 月 6 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		335,648	2,248	337,896
	1 分担金	16,964	2,248	19,212
15 県支出金		1,585,731	71,533	1,657,264
	2 県補助金	557,980	50,064	608,044
	3 委託金	205,689	21,469	227,158
18 繰入金		1,524,239	△14,049	1,510,190
	2 基金繰入金	1,446,406	△14,049	1,432,357
21 市債		3,927,102	400	3,927,502
	1 市債	3,927,102	400	3,927,502
歳入合計		27,162,502	60,132	27,222,634

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,068,298	11,132	3,079,430
	5 選挙費	117,615	11,132	128,747
11 災害復旧費		280,188	49,000	329,188
	1 農林水産施設災害復旧費	57,645	49,000	106,645
歳 出	合 計	27,162,502	60,132	27,222,634

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	52,982
		林道災害復旧事業	14,749
合 計			67,731

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年災害復旧事業債	千円 213,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率。	借入先の融通条件によ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮もしくは 繰上償還又は低利に借 換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 214,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。